

(松くい虫防除)

特別伐倒駆除作業仕様書

(樹幹部チップ工場搬出)

- 1 作業着手前には、立入禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所近づかないよう周知すること。
- 2 本作業の区域は別紙図面のとおりである。
- 3 契約後は直ちに事業計画書を提出するものとする。
- 4 該当立木（駆除対象木）については、別紙数量内訳書のとおりであるが、標示については、胸高部にピンクテープで鉢巻き標示及びナンバーテープで標示しているので、全て伐倒すること。やむを得ず支障木として伐倒しなければならない立木が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 5 伐根は努めて低くすること。
- 6 該当立木（駆除対象木）を伐倒する場合は、伐倒木の状態、周囲の地形等を十分考慮し、かかり木にならないようにすること。
- 7 伐倒した幹は、搬出に適した長さ2.0m程度に玉切りすること。
なお、これによりがたい場合は監督職員の指示を受けること。
- 8 運搬前の玉切り材の一時集積箇所が傾斜地等で滑落等のおそれのある場合は、杭などにより、その防止処置を講じること。
- 9 チップ原木は、被害地域拡大防止の観点から能代山本地域（能代市、藤里町、三種町、八峰町）に所在する工場へ納入すること。
なお、これによりがたい場合は監督職員の指示を受けること。
- 10 チップ原木は、納入先から令和8年6月30日までに処理する旨の様式1「チップ原木処理誓約書」を提出させること。
- 11 チップ原木の納入・チップ処理が完了した場合は、様式2「チップ原木処理証明書」を提出すること。

(枝条部破碎)

- 12 破碎を行う場合は、破碎後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破碎する場合には、15ミリメートル）以下となるようにすること。
なお、現地で破碎処理された材片は、一部に山積みにならないようにすること。

(その他)

- 13 この仕様書によりがたい場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。

チップ原木処理誓約書

商号又は名称
代表者氏名 あて
※請負事業体

商号又は名称
代表者氏名
※チップ原木処理事業者

当社で受け入れた国有林のチップ原木は、下記の期日までに処理を完了します。

記

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1 国有林請負事業名 | 保安林総合改良整備事業（下浜地区） |
| 2 チップ原木予定処理量 | 〇〇〇m ³ |
| 3 チップ原木処理期日 | 令和8年6月30日 |